

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠々会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、別表第1に定める範囲において決定する。ただし、役員の報酬は定款第二十一条の規定により評議員会で別に定める総額の範囲を、評議員の報酬は定款第八条の定める範囲を、それぞれ超えることはできない。

- (1) 理事長報酬
- (2) 理事報酬
- (3) 監事報酬
- (4) 評議員報酬

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、原則として現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月17日より施行する。

役員及び評議員の報酬等に関する規程

別表第 1

(1) 理事長報酬

1,000,000 円（月額：税込み）

(2) 理事報酬

理事会等会議への出席 5,000 円（日額：税抜き）

上記の他、法人・施設業務のための出勤 20,000 円（日額：税込み）

(3) 監事報酬

理事会および評議員会等会議への出席 5,000 円（日額：税抜き）

監事監査等への出席 5,000 円（税抜き日額）

上記の他、法人・施設業務のための出勤 20,000 円（日額：税込み）

(4) 評議員報酬

評議員会等会議への出席 5,000 円（日額：税抜き）

上記の他、法人・施設業務のための出勤 20,000 円（日額：税込み）